

令和7年度 愛媛県南予地域ワーケーション定着促進事業費補助金 Q&A

【実施要領関係】

問1 アンケート調査とはどのような内容ですか。

(答)

ウェブサイトで紹介したいので、実施したワーケーションの効果や評価等を回答いただくことを想定しています。

また、実施企業からの評価等を今後のワーケーション受入態勢の改善に役立てたいと考えています。

問2 県が運営するウェブサイトとはどのようなものですか。

(答)

県が取り組む企業合宿型ワーケーション情報を発信するサイトになります。

(<https://www.ehime-kigyoricchi.jp/workcation/>)

そのなかで、補助金を活用して実施したワーケーション状況や効果なども実施企業からの声として掲載したいと考えていますので、ご協力をお願いします。

問3 南予地域での地域課題解決プログラムにはどのようなものがありますか。

(答)

現時点の各市町の地域課題は次のとおりです。詳しくは県が運営するウェブサイトをご確認いただくほか、事務局（南予地方局地域政策課）に御相談ください。

市 町	地 域 課 題
宇和島市	・埋もれた地域資源の活用策を探る ・老舗旅館・廃校を舞台にした新規事業開発プログラムを学ぶ
八幡浜市	・マーマレードの聖地「やわたはま」を確立する
大洲市	・地域創造×事業創造 ・大洲の食を魅せる
西予市	・石積み修繕を通じた人材育成型研修
内子町	・持続可能な林業を学ぶ SDG s 研修 ・更なる観光客の誘致を目指す
伊方町	・持続可能なまちづくりを目指す
松野町	(調整中)
鬼北町	・近永駅周辺賑わい創出チャレンジ ・鬼北の「特別」を探す
愛南町	・条件不利地域「愛南」製品の付加価値創出

問4 南予地域に必ず1泊以上しないといけないですか。

(答)

お見込みのとおりです。

問5 社内外への広報宣伝はどのようなことをすればいいですか。

(答)

社内誌やホームページ、SNSを活用した社内外への情報発信が考えられます。

問6 補助金を利用後には、必ず再訪しないといけないですか。

(答)

補助金の目的がワーケーションを通じて地域との継続的な関係性を構築することとしていますので、再訪につながるワーケーションを実施いただきたいと考えています。

【交付要綱関係】

問7 南予地域と同地域以外でのワーケーションを1回の行程で実施する場合でも補助対象となりますか。

(答)

南予地域で実施要領第3条及び第4条に掲げるワーケーションを実施し、同地域で1泊以上となる行程が含まれていれば、補助対象となります。

なお、不明な場合は、事務局（南予地方局地域政策課）に御相談ください。

問8 交付決定前着手届はどのような場合に必要ですか。

(答)

内示後、交付申請書の提出前までに航空券や宿泊手配を行う場合などが考えられます。

問9 複数の企業グループでの実施は可能ですか。

(答)

可能です。

ただし、その場合は、代表（幹事）となる者が同行者に係る経費をまとめて補助金申請を行うことになります。

問 1 0 補助対象経費とならないのはどのような経費ですか。

(答)

事業実施と直接関係のない「観光施設体験・入場料」「遊興費」「土産購入費」などの個人的支出に該当する経費が考えられます。

問 1 1 事業を実施する（した）期間とはどの期間を指しますか。

(答)

事業に着手（宿泊等の手配）する（した）日からワーケーション後の社内外への広報宣伝をする（した）日を指します。

問 1 2 受入先との調整や手配を行ってもらうことは可能ですか。

(答)

宿泊先や各種チケットの手配は実施者で行っていただきますが、受入先との調整に関しては、できる限りのサポートをさせていただきますので、まずはご相談ください。

なお、実施者が受注型企画旅行や手配旅行を活用された場合でも補助対象となります。